

今月の納税

町県民税普通徴収
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…3期

納期限 10月2日(月)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。

清掃センターへ 直接搬入する際の ごみ処理手数料が 改定されます

令和5年10月1日から渋川地区広域圏清掃センターに直接搬入する際のごみ処理手数料が改定されます。

※直接搬入の場合であり、家庭ごみをごみステーションに排出するものについては変更ありません。

改定前 9月30日まで
20kg当たり300円

改定後 10月1日から
10kg当たり220円
(10%対象200円、
消費税額20円)

ごみの直接搬入は、月曜日から金曜日の8:30～12:00、13:00～16:30です。
※ごみの搬入には時間がかかります。午前中は12:00、午後は16:30には必ず退場できるよう、十分な余裕をもって搬入してください。

ごみの種類によっては搬入できない場合があります。搬入前に清掃センターに確認してください。

▼問い合わせ先
住民課 住民環境室
☎26-2245 (直通)

渋川地区広域市町村圏
振興整備組合清掃センター
☎23-0460

マイナンバーカードの申請・
受け取り・暗証番号の再設定

▼問い合わせ先
住民課 住民環境室
☎26-2244 (直通)

マイナポイントの申請期限
は9月末です。マイナポイントの申請にはマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの臨時窓口とマイナポイント申請支援ブースを開設します。ぜひご利用ください。

※マイナポイントは、令和5年2月28日までに申請したマイナンバーカードが対象になります。

▼開設日時
9月24日(日)午後1時～4時
マイナポイントの申請期限

は9月末です。マイナポイントの申請にはマイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードの申請から受け取りまで約1カ月かかります。

マイナンバーカード申請・受け取り臨時窓口
およびマイナポイント申請支援ブース

受け取りはお済みですか？



マイナポイントの申請
役場1階の特設ブースで
行っています。

▼申請に必要なもの
□マイナンバーカード
□マイナンバーカード取得時に設定した数字4桁のパスワード(利用者証明用電子証明書)

ス ID

□キャッシュレス決済セキュリティーコード
□キャッシュレス決済サービス
□公金受取□座の情報が分かれるもの

▼問い合わせ先
企画財政課 企画室
☎26-2241 (直通)



▲町ホームページ
(マイナポイントについて)はこちら





町政ニュース

スマホで回答できます

令和5年 住宅・土地統計調査

住宅・土地統計調査は、住生活に関する最も基本的・重要な調査で、全国340万世帯を対象とした調査です。

▼調査期日

10月1日㊐現在

▼調査対象

令和2年国勢調査の調査区

のうち、総務大臣が指定する調査区の中で、統計的手法により無作為に選定されます。

▼調査方法

9月上旬ごろ 県知事から任命された調査員が準備のため、対象調査区内を巡回し、建物の状況などを確認します。

また、「調査のお知らせ」(リフレット)を対象調査区内の全世帯に配布します。

9月中旬ごろ 調査対象として抽出された世帯に、**調査員が調査書類を配布(投函)**しますので**回答をお願いします**。

- ①パソコンやスマートフォンを使ったインターネットによる方法



便利で簡単な インターネット回答

期間中は、いつでも都合のよい方法で回答できます。画面の誘導に従うことでスマートに回答できます。

不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。

- ②紙の調査票を調査員に提出する方法
- ③紙の調査票を郵送で提出する方法

▼調査結果の利用
調査結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されます。

☎ 26-2241 (直通)

☎ 企画財政課 企画室
03-6706-2482

☎ I-P電話の場合
0570-06-3939

前8時～午後9時
ナビダイヤル

!かたり調査にご注意
かたり調査とは、行政機関が行う統計調査であるかのようない、紛らわしい表示や説明をして、世帯などから個人情報を搾取する行為のことです。調査員は、必ず県知事が発行した立入検査証を携帯しています。不審に思われた場合は立入検査証の提示を求めてください。

また、集められた情報は厳重に保護され、統計上の目的以外に使用することはありません。安心してあります。統計結果は令和6年4月以降、総務省統計局からインターネットを通じて順次公表されます。

10月から県内全域で高校生世代までの医療費無償化がスタート!

(町では令和5年4月から開始しています。)

子ども医療費の対象年齢や給付要件は、市町村ごとに異なっていましたが、令和5年10月1日から高校生世代までの子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども)が県内全ての市町村で、これまでの中学校卒業までと同様に、入院・通院ともに窓口での自己負担が無料になります。

※県外での受診などは、一度自己負担が発生します。
※現在15歳の年度末までの期限の福祉医療費受給資格者証をお持ちの人には、期限が切れる前に送付します。
※住所や加入している保険が変更になった場合は、窓口にお越しください。



問い合わせ先
住民課 保険室
☎ 26-2249(直通)